

# 加治木監督署だより 第37号

年度末号

令和6年3月



## I 2024年4月より変わること

### (1) 工作物の建設の事業（いわゆる建設業関係）

災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外労働の上限規制が全て適用になります。即ち、時間外労働は原則として月45時間、年360時間以内。臨時的な特別の事情がある場合でも休日労働を含め年720時間、単月100時間未満でかつ複数月平均80時間以内、などとなります。

### (2) 自動車運転の業務

特別条項付き36協定を締結する場合の年間時間外労働の上限が年960時間となります。

### (3) 医業に従事する医師

特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間※となります。※ただし、所属する病院の業務形態等により、別途水準が定められます。詳細は、当署監督課へ相談ください。

## II 労働条件明示のルールが4月より変わります

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。

- 1 就業場所・業務の変更の範囲（全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時）
- 2 更新上限の有無と内容（有期労働契約の締結時と更新時）
- 3 無期転換申込機会（無期転換ルールに基づく契約更新時）
- 4 無期転換後の労働条件（無期転換ルールに基づく契約更新時）

となります。具体的な事項などにつきましては、当署監督課へご相談ください。

## III 年度末に思うこと

改めて願いますのは、皆様方、職場で絶対に死亡災害を発生させないという決意を持って業務を進めてください。残された者もつらいと思われれます。

## 加治木署管内労働災害発生状況

令和5年12月分まで 速報値（新型コロナウイルス感染症除く）

年 業種	死傷者数 (休業4日以上)	対前年増 減(同左)	死亡者数	対前年増 減(死亡)
全産業	287	+28	1	-1
製造業	57	+4	0	0
建設業	35	+3	1	-1
陸上貨物 運送事業	30	0	0	0
第三次産業	141	+25	0	0
その他	24	-4	0	0

## 鹿児島県最低賃金

(高校生等も含む)

時間額 897円

(令和5年10月6日から)

## 記事についてのお問合せは

加治木労働基準監督署へ  
始良市加治木町新富町98-6  
(加治木工業高校隣)

TEL 0995-63-2035